

【資料 2】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 5 月 25 日

【議題 2】

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

水 振 第 1 6 8 号
令和 8 年 5 月 25 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認可 をすべき船 舶等の数	漁業を営む 者の資格
小型まき網 漁業(もじ ゃこ漁業を 除く)	指宿市長崎鼻と肝 属郡南大隅町立目 崎を結ぶ線以北の 鹿児島湾内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	総トン数5トン 未満	定めなし	1 隻	本県に住所又 は事業場を有 する漁業者

申請すべき期間 令和8年5月27日(水)から同年6月12日(金)まで

許可の有効期間 許可日から令和9年7月31日まで

2 流し網(きびなご流し網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の馬 力数	許可又は 起業の認可 をすべき船 舶等の数	漁業を営む者 の資格
きびなご流 し網漁業	鹿児島県漁業協同 組合坊泊支所共同 漁業権(鹿共第29 号)区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	定めなし	1 隻	操業区域に係る 共同漁業権の行 使権を有する者 又は操業区域に 係る共同漁業権 の漁業権者が操 業を認める者

申請すべき期間 令和8年5月27日(水)から同年6月12日(金)まで

許可の有効期間 許可日から令和10年2月29日まで

3 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は 起業の認可 をすべき漁 業者の数	漁業を営む者の 資格
潜水器漁業	鹿児島県漁業 協同組合坊泊 支所共同漁業 権（鹿共第 29 号）区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	定めなし	1 人	操業区域に係る共 同漁業権の行使権 を有する者又は操 業区域に係る共同 漁業権の漁業権者 が操業を認める者

申請すべき期間 令和 8 年 5 月 27 日（水）から同年 6 月 12 日（金）まで

許可の有効期間 許可日から令和 9 年 2 月 28 日まで

知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

1 知事許可漁業の制限措置等について

(1) 許可等の手続き

- ・令和2年12月に施行された改正後の漁業法により、知事許可漁業の新規許可にあたっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。
- ・今回、新規の許可を行いたいので、制限措置及び申請すべき期間を定めることとし、海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

※継続の許可（一斉更新）は、県漁業調整規則第14条第1項第1号に基づき許可

制限措置の内容について

- ・漁業種類
- ・許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数
- ・船舶の総トン数
- ・推進機関の馬力数
- ・操業区域
- ・漁業時期
- ・漁業を営む者の資格

(2) 許可を行う漁業種類

- ・小型まき網漁業
- ・流し網（きびなご流し網）漁業
- ・潜水器漁業

2 許可の基準について

- ・新規の許可にあたり制限措置を公示した後、公示した船舶等の数を超える申請があった場合は、許可の基準（許可受予定者の優先順位）に基づき許可等をする者を定めることになっている。

(参考) 漁業法 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 42 条 農林水産大臣は、許可（第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

漁業調整規則 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 (略)

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 (略)

7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。